

オフバランス取引を巡る会計問題

小 宮 山 賢

1. はじめに——オフバランス取引の定義と議論の対象
2. 偶発債務と契約債務の会計処理と開示
3. 先物、オプションおよびスワップの会計処理の現状と問題点
4. オフバランス取引に関する時価評価を巡る議論
5. ヘッジ会計を巡る議論
6. 資産・負債のオフバランス化
7. おわりに——今後に残された問題点

1. はじめに——オフバランス取引の定義と議論の対象

本報告論文のテーマであるオフバランス取引が何を指すかについては、現在のところ、必ずしも一般的かつ普遍的な定義は存在するわけではない。オフバランス取引の定義の考え方の例としては、以下のようなものがある。

その第1は、「オフバランス取引とは、貸借対照表に表示されない取引（簿外取引）である」とみる考え方である。しかし、この定義では、先物取引（フューチャー取引）やフォワード取引はオフバランス取引といえるが、オプション取引については受払いされるオプション料が資産または負債に計上されるため、オフバランス取引からは除かれることになる。そこで、オプション取引をオフバランス取引と定義できるように、「オフバランス取引とは、貸借対照表にその取引の総額（あるいは取引される可能性のある総額）が示されない取引である」とする第2の考え方がある。

第3の定義は、米国の財務会計基準書（SFAS）第105号の『オフバランスシートリスクのある金融商品と信用リスクの集中した金融商品の情報開示』の中で示されている定義であり、「オフバランス取引とは、貸借対照表に表示されている金額を超える会計上の損失を生じさせる可能性のある取引である」とする考え方である。ここでは、損失が簿価を上限とする貸付金や有価証券等と、貸借対照表計上額を超えて損失が発生する恐れのある先物取引等が区別されている。ただし、この定義では、オプションの買建てについては、資産計上された支払オプション料を超える損失が生じないため、オフバランス取引ではないということになる。

そこで、オフバランス取引をなるべく広く捉えることのできる第4の定義として、上に述べた第2の定義によるオフバランス取引とされるものに、財務諸表における「認識の終了(derecognition)」が行われた取引の一部（これまでオンバランスだったものがオフバランスになったが、なお損失のリスクがその

企業に残っている取引)を加える考え方があ
る。本報告論文では、オフバランス取引の定
義について、この第4の考え方に従って議論
を進めることにする。

オフバランス取引の具体的な種類は、①偶
発債務 (contingent liabilities)、②契約債務
(commitment)、③いわゆる新金融商品 (た
だし、内容的には為替先物のように②に近い
ものもある)、④資産・負債のオフバランス
化、の4つに分類可能である。

この分類は取引形態を一般的に分類したも
のにすぎないが、参考までに会計的な観点か
らの分類として、米国の財務会計基準審議会
(FASB)の金融商品プロジェクトにおける
基礎的金融商品の類型を紹介すると、①無条
件債権債務契約 (un-conditional receivable-
payable contract)、②条件付債権債務契約
(conditional receivable-payable contract)、
③金融オプション契約 (financial option
contract)、④金融保証またはその他の条件付
交換契約 (financial guarantee or other ex-
change contract)、⑤金融先渡契約¹⁾ (finan-
cial forward contract)、⑥出資証券 (equity
instrument) に大別される。このうち①の無
条件債権債務契約および⑥の出資証券以外の
金融商品の大部分は、オフバランス取引に該
当する。こうした分類は、金融商品全般につ
いて会計上の議論を行う上では非常に興味深
いが、わが国では行われておらず、売掛金等
の財務諸表に計上される科目の属性により、
会計処理が検討される場合が多い。

2. 偶発債務と契約債務の会計処理と開 示

以下では、オフバランス取引としての偶発
債務 (contingent liabilities) と契約債務
(commitment) の、わが国における会計処
理と開示方法についてみることにする。

(1) 偶発債務

イ. 具体例

偶発債務 (contingent liabilities) の例とし
ては、受取手形の割引高、受取手形の裏書譲
渡高、売却済商品に関する各種の保証 (製品
保証、瑕疵担保責任等)、訴訟事件に関する
賠償義務等がある。

ロ. 会計処理と開示

偶発債務は、現状、原則として財務諸表に
注記する取扱いとなっている (ただし、銀行
業の場合は例外的に偶発債務を「支払承諾」
および「支払承諾見返」という科目に計上す
ることがあるため、その場合はオンバランス
化しているとみることもできる)。偶発債務
の会計処理と開示上の問題点の具体例とし
ては、以下の5点がある。

第1は保証予約の取扱いであり、これにつ
いては正式な保証債務になっていない (まだ
予約にすぎない) ため、財務諸表上に注記し
なくてもよい (保証予約が保証に切り替わっ
てから注記すべき) とする考え方があり、実
務上も注記しないケースが一般的となってい
る。しかし、保証と保証予約の場合でリスク
に実質的な差があるわけではなく、本来は保

1) 金融先物契約 (financial future contract) は、⑤の金融先渡契約の中に含めて扱われている。

Ⅲ. 報告論文

証予約についても財務諸表に注記すべきであると考えられる。因みに、米国ではSFAS第105号により、保証予約についても注記する扱いとなっている。

また、これと関連して、第2にキープウェル (keep well) 等——例：letter of awareness²⁾、letter of comfort³⁾——の取扱いに関する問題がある。例えば、子会社の海外での借入れにつき親会社が財務的にサポートすることを約束している場合、親子会社間の契約の実質的内容が保証か否かについて判別し難いために、通常は親会社の財務諸表上には注記されていない。しかし、①現行の財務諸表等規則取扱要領では、将来において当該事業の負担となる可能性があるものは偶発債務として記載するよう義務付けられていること、②連結財務諸表が基本財務諸表とされ、その開示の充実も図られていれば、子会社の情報も開示され、問題はないが、わが国ではそうした状況にないこと、等に鑑みれば、これも開示すべきと考えられる。米国では、保証予約と同様にキープウェルも開示しなければならない扱いとなっている。

第3は手形の割引・裏書に関する問題であるが、これは開示上だけの問題ではなく、むしろ本来は会計処理上の問題と考えられる。すなわち、手形の割引に関しては、この取引を手形担保の借入金とする考え方と手形の売却とする考え方がある。現在の会計実務では売却と解して処理しているが、不渡りの場合の手形の遡求義務はあるため、資産の所有に

伴うリスクが移転したと考えるよいのかという問題がある。これは1.に述べた derecognition (認識の終了) の問題であり、後述6.のオフバランス化の要件とも関係している。

第4は、損失の発生する可能性が高い場合の損失の引当て (例えば、債務保証損失引当金等) につき、その計上の要件が問題になる。わが国の企業会計原則注解18は、「その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合 (に引当金を計上する)」と定めているが、実務の運用としては、例えば、倒産手続の開始があった場合等損害発生の可能性が相当程度高まった時 (感覚的には、例えば90%とか95%程度) になって初めて引当金に計上されることが多いように思われる。米国では、SFAS第5号に、「発生する可能性が大きく (probable)、損失の金額を合理的に見積ることができる場合 (に損失を見積り計上する)」と明記されており、これはわが国の企業会計原則と規定上はよく似てはいるものの、実務上は、損失発生の可能性がある程度高い時 (感覚的には、例えば70%程度) でも、損失に関する引当てが計上されているように思われる。つまり、日本の場合は、実務上はかなり発生可能性が高いレベルになってからようやく引当金が計上されることが多いと考えられ、再考の余地があると思われる。なお、損失の見積りは当該偶発債務を有している企業が自主的に行うが、その見積額は「合理的」であることが求められる。例えば、調

2) 子会社の借入等に際して、親会社が貸付先の銀行に差し入れる経営指導念書のこと。とくに定まった内容があるわけではなく、法的拘束力は個別の内容によって判断される。

3) 債務者の債務負担行為に関連して、債務者の親会社や関連会社等が、債務者に対して、当該債務を支障なく弁済できるよう指導、援助等を行うことを、債権者に約束した経営指導念書のこと。その内容等はさまざまであり、法的拘束力についても個別判断に委ねられる。

達金利と運用金利のミスマッチによる将来の損失発生に関し、将来の金利予想に基づく損失見積りは合理的な見積りであるとはいえないと実務上は解されている。また、これらの引当金計上に関するわが国の税制上の扱いは、損失発生が確定したものを除き、基本的には有税で処理されることとなっている。

第5は、連結ベースでの開示につき、わが国では連結財務諸表における偶発債務の直接的な開示規定がないことが問題として指摘できよう。例えば、子会社が訴訟事件に巻き込まれており、それに伴う賠償義務等を親会社が最終的に負担することは十分起こりうるが、そうした状況は連結財務諸表上では必ずしも明示されていない。

(2) 契約債務

イ. 具体例

契約債務 (commitment) とは、現在は履行義務がないが、将来必ず履行を要求されるような債務を指し、具体例としては、建築請負契約、商品、原材料、設備等の購入契約、将来の出資義務等がある。いわゆる新金融商品と呼ばれる取引の中にも契約債務に該当するものがあるが、これについては3.で述べることとする。

ロ. 会計処理と開示

現在、わが国では、契約債務の財務諸表上の開示はほとんど行われていない。ただし、財務諸表等規則取扱要領第146では、「……先物売買契約、受注契約その他現実に発生していない債務で将来において当該事業の負担となる可能性のあるもの」の注記を求めている。こうしたルールを素直に読めば、契約債務も本来は開示対象であるようにも思われる。

契約債務の会計処理と開示に関する問題点

の具体例としては、以下の3点がある。第1は、諸外国に比べて開示の充実が遅れており、契約債務等の区分を設けて財務諸表に開示する慣行が出来上がっていない点である。第2は、将来の損失の発生と関連して、偶発債務の第4の問題点 (損失発生の可能性が高い場合の引当金計上の基準) と同様の問題があることである。より実務上重要な問題として、上記の取扱要領第146の「先物売買契約」との関係でいえば、第3に、為替予約残高の会計処理と開示に関する問題がある (もっとも、この問題は外貨建取引の会計基準の問題点として扱うのが一般的であろう)。従来は、わが国では多くの企業が為替予約残高を開示しようとする意識はほとんどなかったように思われる。

このような従来の実務慣行については、いわゆる「実需原則」撤廃後の「予定ヘッジ取引」と「投機取引」の区分が障害となっているように思われる。すなわち、理論的には両者が区分可能であっても、実際にこれらを区分できるかどうかについては判断が難しい面もあるという点である。現実にはヘッジ的な性格と投機的な性格を兼ね備えた取引もある。また、ヘッジと投機の区分が事実上困難であるとして、残高を両者の合計額で開示すると、財務諸表の利用者に対して、すべてが投機取引による残高であるかのような誤解を与える可能性もある。さらに、為替予約残高に関するもう1つの問題として、為替予約の延長の問題がある。つまり、予約延長時に通常の為替予約決済時と同様の会計処理を行う米国とは異なり、わが国では予約延長後の契約が最終的に決済された時点で損益を認識する実務が行われているため、円高が進行した時点においてもなお、例えば1ドル=200円

Ⅲ. 報告論文

といった延長後の為替予約レートが最近まで散見されたことは事実であろう。

ハ. ファイナンス・リースの会計問題

リースの会計問題は、契約債務の開示問題と資産・負債の計上要件の問題がからみ合ったものといえる。いわゆるファイナンス・リースについては、諸外国では資産計上されるものが多いため、わが国でも現行のオフバランス扱いを改め、これをオンバランス化すべきだとする議論が多い。しかし、わが国では諸外国と異なり、財務会計と税務会計が原則として一致していること等を考慮に入れ、以下の3点に留意する必要がある。

まず第1に、税法との関係が問題となる。例えば、現行税法上、リース物件については貸手側が資産として減価償却費を計上しているが、これを借手側でも資産として計上すると、二重に固定資産としての処理が行われることになり、とくに確定決算主義との関係でその取扱いが問題となる。第2に、契約債務の開示で足りるものと資産計上すべき重要なものとを区別して議論する必要がある。コピー機やパソコン等のリースと、飛行機や工場、営業施設そのものがリースの場合とでは、会計処理および開示面でみた両者の重要性にかなりの開きがあるわけであり、基本的には後者のみが資産計上の必要なものに該当するとも考えられる。第3に、ある種のファイナンス・リースの場合には、リース料債務等を現在価値に引き直して資産に計上する必要があるが、従来の会計実務にはこうした現在価値的な思考がない点も考慮に入れるべきであろう。⁴⁾

(3) 共通の留意点

偶発債務と契約債務の会計処理と開示に関して共通する関連問題の留意点として、2点補足しておきたい。

第1は、損失のみならず利益も会計処理・開示すべきか否かという問題である。しかし、この点については、利益の認識は実現主義によるべきことから考えると、開示の方法は別途検討する必要があるとしても、計上は適当ではないと思われる。もっとも、これらの債務の種類によっては、時価評価の問題と併せて検討しなければならないであろう。

第2に、会計処理まで行うのが適当なものと開示のみで十分なものの2種類があるという点である。例えば、損益に直接的に関わらないキャッシュフロー情報等は、貸借対照表に計上するのが妥当とはいえず、開示だけで十分であると考えられる。

3. 先物、オプションおよびスワップの会計処理の現状と問題点

先物、オプションおよびスワップといった新金融商品は、一般にオフバランス取引の典型的なものとされている。しかし、これらの取引がなぜオフバランスであるのか（言い換えれば、なぜ取引総額が貸借対照表に計上されないのか）については、必ずしも明確な説明はなされていない。これらがオフバランスされる根拠付けとしては、①契約自体を評価し、その評価額（オプションを除き、多くの場合、契約当初の評価額はゼロである）で貸借対照表に計上するためオフバランスとなる、②資産と負債の相殺によりオフバランス

4) 金融研究会のパネルディスカッション後の1993年6月17日に、企業会計審議会より「リース取引に係る会計基準に関する意見書」が公表された。したがって、今後は、この意見書に沿ってリースの会計処理と開示が行われることになる。

となる、あるいは③契約が同時履行であるため、いずれか一方が履行するまではオフバランスである、といったものが考えられる。

(1) 先物取引（フューチャー取引）

現在わが国では、銀行業の場合の通貨先物（時価評価——MTM〈Mark-to-Market〉で処理される）を除き、先物取引は決済基準による損益認識が行われているが、これについての問題点には以下のようなものがある。

第1に、決済基準によることの可否が挙げられる。つまり、決済基準で損益を認識するという扱いでは、先物取引（後述するオプション、スワップでも同様である）が決算対策の利益調整手段として用いられる可能性があるほか、会社内部の採算管理面の数値（トレーダー部門が把握しているMTM的な数値）と外部報告数値（外部および会社の経営管理部門が把握している財務諸表上の数値）が乖離し、経営判断がうまく機能しない恐れがある。第2に、ヘッジ目的の場合の損益認識のミスマッチが生じているという問題がある。第3に、現行の評価基準を前提とすれば、時価情報の開示に関しヘッジ目的、非ヘッジ目的を区分した開示が望ましいとする批判があるという問題がある。

(2) オプション取引

現在わが国では、当初に受払いするオプション料を資産・負債に計上（一般事業会社の場合には、前渡金、前受金に計上）し、決済基準による損益認識が行われている（ただし、銀行業の場合には、通貨オプションはMTMで評価されている）。

オプション取引に関する問題点としては、以下のようなものがある。

第1に、先物取引と同様の問題として、①決済基準によることの可否（先物同様、利益調整の手段として用いられる可能性や採算管理面の数値と外部報告数値との乖離の恐れ）、②ヘッジ目的の場合の損益認識のミスマッチ、③時価情報の開示はヘッジ・非ヘッジの別に行う方が望ましいという批判がある、という点が挙げられる。

第2に、一般事業会社の場合の現行の前渡金、前受金という科目は、期間償却や期末評価という会計処理の考え方に馴染まないため望ましいとはいえず、これらの考え方と整合的なものとするためには、「その他金融資産」、「その他金融負債」などの勘定を新たに創設する必要がある。

第3に、オプションを用いた組合せ商品（例えば、日経平均リンク債）に含まれるオプション料を分離した会計処理が現行の会計実務では行われていないという問題がある。日経平均リンク債の例では、一種の社債として非上場の有価証券と同列に議論されてしまい、原価法による評価が行われる。このような組合せ商品については、その金融商品に内在するリスクを会計処理に反映させるため、組合せ商品の構成部分を区分経理し、「買建オプション料」、「売建オプション料」などに相当する部分を区分して、それぞれの会計処理を考えていく慣行をつくる必要がある。

第4に、キャップ、フロアー、スワップションのようなオプション類似商品について、上場オプションや通貨オプション等と同様の会計処理が必ずしも行われておらず、統一的な指針がない点が挙げられよう。

(3) スワップ取引

現在わが国では、スワップ取引の会計処理

Ⅲ．報告論文

について、銀行業は期間計算（発生主義）を採用しているが、一般事業会社の取扱いに関しては「日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第3号」（1987年）があるのみで、その他には明確な基準がない。スワップ取引に関する問題点の例としては、以下のようなものがある。

第1に、発生主義的な会計処理が馴染むスワップ取引（期間計算を行うべき場合で、例えばアセット・スワップを念頭に置いている）と時価主義的な会計処理が馴染むスワップ取引（MTMが求められる場合で、トレーディング目的のスワップを念頭に置いている）との区分が、会計処理上不明確であるという指摘がある。

第2に、一般事業会社の場合の通貨スワップの会計処理（上記研究報告第3号）と現行の外貨建会計処理基準との関係が不明確であり、実務上これをどう扱うべきかについての考え方が統一されていないという問題がある。

第3に、先物やオプションと同様に、決算調整に使うためのスワップ取引の解約による益出しまたは損出し取引が行われる可能性があるという問題がある。

第4に、スワップ元本等の開示が不十分であるという点も挙げられる。

第5に、ポジションによるヘッジを行う習慣のない一般事業会社の場合、スワップ取引とヘッジ対象取引とで期間が厳密に一致しない場合があるが、その会計処理の方法が不明確である（効果としてはヘッジ取引に近いが、それに合った会計処理ができない）という点も挙げられる。

4. オフバランス取引に関する時価評価を巡る議論

(1) 米国の会計基準と国際会計基準

イ. 米国の会計基準

オフバランス取引に関する米国の会計基準としては、為替予約や通貨先物、通貨スワップ取引の取扱いを定めている「SFAS 第52号」、および同基準の対象となる取引以外の先物取引を広く扱っている「SFAS 第80号」等がある。これらは、いずれも時価評価（MTM評価）とヘッジ会計の採用を規定している点が特徴である。

また、1986年より開始されたFASBの金融商品プロジェクトでは、以下のように開示面と会計処理（認識測定）面に分けて検討を行っている。

第1に、開示面では、SFAS 第105号で、オフバランス金融商品の元本等と信用リスクの集中（例えば業種別信用供与状況等）に関する開示が定められている（ただし、ここでは時価情報の開示は定められていない）。また、1992年12月期より適用されているSFAS 第107号では、資産・負債の両サイドに亘るほとんどの金融商品の「適正価額」（fair value）情報の開示が要求されている（ただし、通常の出取債権や支払債務の適正価額の開示は不要である）。ここでの「適正価額」とは、一般には、取引を欲する者同士が金融商品を交換する金額とされており、具体的には、市場価格（quoted market value）が存在していればそれが「適正価額」となる。また、市場価格が入手できない場合は経営者の見積額を開示し（その際、注記に時価の見積方法が示される）、さらに見積りが不可能な場合はその金融商品の概要を開示することが定めら

れている。SFAS 第107号によれば、金融機関は貸借対照表上のほとんどすべての項目に関して「適正価額」を開示しなければならない、かなりの事務負担となることは事実である。

第2に、会計処理（認識測定）面では、1990年8月に出資と負債の区分（例えば、ワラント＜新株引受権＞や株式への転換権が出資、負債のいずれに該当するか等）に関するDM（Discussion Memorandum）、1991年11月に金融商品の認識と測定に関するDMが発表された後、1992年9月に公開草案「負債証券及び出資証券への投資の会計処理」が公表され、資産サイドについてのみであるが、満期まで保有することが確実な負債証券を除き広範な時価評価が求められている。現在、この草案に関しては、各界からのコメントを整理している段階であるが、部分的な時価評価の導入は反対であるという意見もあるようである。また、この基準の対象となるわが国の企業（連結財務諸表についてSEC基準を採用している約30社）では、例えば、持合い株式の評価をどのように取り扱うかといったわが国特有の問題もある。⁵⁾

ロ．国際会計基準

1991年9月に出された国際会計基準委員会（IASC）の公開草案第40号「金融商品」では、上に述べたFASBの基準作成のプロセスとは異なり、認識、測定、開示のすべてを1つの草案で取り扱っている。

その測定（評価）に関する規定の部分では、「標準測定処理」基準として、①投資目的および財務目的（長期間あるいは満期日まで保有）のものについては取得価額評価、②営業・

運用目的のもの（投資・財務目的以外のもの）は公正価額（fair value）評価、そして③ヘッジ目的の場合はヘッジされるポジションの損益認識に合わせる、という基準が定められている（もっとも、この公開草案では、ヘッジに用いる金融商品が、投資・財務目的になることは、あまり想定していないように思われる）。また、選択可能な「代替測定処理」基準としては、すべての金融商品に関して、公正価額（fair value）による測定ができると規定されている。

この国際会計基準（IAS）は、時価主義会計を幅広く導入している点で、最近わが国でもかなり注目を浴びているが、この草案自体に表現が不十分な箇所や矛盾している点も少なくないため、現在この草案の内容を修正する作業が行われている模様である。

(2) わが国における時価評価の可能性

これまで、わが国に時価評価を導入する場合の問題点として、①商法の定める取得原価主義との関係、②収益認識に関する実現主義との関係、③配当可能利益の算定との関係、④税務上の取扱いとの関係（税引前利益と税引後利益の差異が大きくなる可能性、税効果会計の採用の余地等）、などが指摘されてきた。そこで、ここでは、逆に時価評価が可能であると主張する場合の論拠のいくつかを挙げておくことにする。

第1に、金融商品のような貨幣性資産の評価に際しては、実現主義に固執する必要がないという考え方がある。例えば、資産として保有するある非金融商品を売却し、売却金債権が発生した場合、「(非金融) 商品 a/c →

5) この公開草案は、1993年5月に基準書第115号として確定した。

売掛金 a/c 」という過程で初めて収益が実現されるが、金融商品については、「売掛金 a/c → 有価証券 a/c → 現金 a/c 」といった具合に、単なる貨幣性資産間の変換にすぎないことが多く、ことさらに実現主義を固執する必要はないとする考え方である。

第2に、例えば先物取引の値洗差金のように、新金融商品の評価損益の中には債権・債務性を有するものがあるが、そうしたものに着目して、評価損益を実現損益として認識できるとする考え方がある。

第3に、ディーリングや資金調達・運用過程で生じた換金性や支払確実性の高い資産・負債については、準貨幣資産・負債という概念に含めて別途の評価基準を考えるのが妥当ではないかとする考え方がある。

第4に、現行商法にはもともとこれらについての評価規定がないという考え方に立ち、商法第32条第2項の定める「公正ナル会計慣行」を根拠に、時価評価も認められるとする考え方がある。これは、いわば実務が先行していれば、そこから成立した妥当な評価基準は受け入れられることになるという発想であろう。

第5に、銀行業や証券業については、業種の違いから考えて、一般事業会社とは異なる評価基準を採用しうる余地があるとする考え方がある。こうした議論の背景となる金融業の特殊性は、その資産・負債の構造に求められると思われる。すなわち、一般事業会社は物を製造ないし購入し、それを売却することにより利益を獲得しているのであるが、それに対し金融業では物の移動を伴わないような、いわゆる金融取引が主体であり、資産および負債の内容の大部分が貨幣性資産・負債であるという点が特徴といえるからである。

以上の諸点は、結局のところ、従来の資産・負債概念、あるいは貸借対照表の計上科目の属性に従った会計処理（とくに評価）を再検討すべきということに集約されると思われる。

5. ヘッジ会計を巡る議論

(1) ヘッジ会計の必要性

先物取引、スワップ取引等の新金融商品の利用目的としては、ヘッジ目的とトレーディング目的（あるいは非ヘッジ目的）の2つがありうるが、これらを区別することは現実には困難な場合もある。しかし、ヘッジ目的が明らかな場合には、当該取引とヘッジ対象取引間の損益認識のミスマッチを解消するための「ヘッジ会計」を採用することが、ヘッジ取引の経済的効果を会計上忠実に反映させるためにも望ましいといえる。この点は、これまでも随所で主張されてきたことである。

(2) 導入に当たっての要検討点

わが国でヘッジ会計を実際に導入しようとする場合には、以下の点につき留意する必要がある。

第1に、海外におけるヘッジ会計の議論は対象となる新金融商品が時価評価されていることを前提としたものが多く、新金融商品の時価評価が銀行業における外国為替と一般事業会社における外貨建短期金銭債権債務を除き行われていないわが国では、海外の会計処理の議論を単純に輸入することはできないといえよう。しかし、理想的には、将来の新金融商品の時価評価をも踏まえた議論の展開が望まれる。

第2に、わが国にヘッジ会計を導入するアプローチとしては、次の2つが想定される。

すなわち、①上記の理想論に従って、新金融商品に時価評価を導入した上でヘッジ会計を考える方法と、②新金融商品についてはヘッジ対象と同一の評価基準（現行では多くの場合、原価法）を採用し、両者の損益認識時期にミスマッチが生ずる場合のみにヘッジ会計を考える方法がある。②は、いわば原価法を前提とするヘッジ会計であり、諸外国でもほとんど例をみないものである。しかし、現実的に考えると、①のアプローチ実現のために新金融商品に一気に時価評価を導入することは困難であり、実際的な対応としては、世界的にみてやや例外的なものとはいえ、過渡的に②の手法を取らざるをえないとも考えられる。ただし、銀行業や証券業等については、②の手法によるヘッジ会計の採用は、技術的に不可能と考えざるをえない。

第3に、財税一致の体系となっているわが国では、税務上の取扱いとの調整をいかに行うかについての検討も不可欠である。実際に税制との調整を行う際には、上記①のアプローチでは議論が複雑になる可能性もあり、この点からも、上記②のアプローチにより、原価法を前提としつつヘッジ会計の導入を図るのが現実的ではなかろうか。

6. 資産・負債のオフバランス化

冒頭でも述べたように、オフバランス取引の定義を広く採ると、資産・負債のオフバランス化に関する会計処理が議論の対象となる。資産のオフバランス化とは、具体的には

債権の流動化や証券化を指し、一方負債のオフバランス化とは、イン・サブスタンス・ディフィーザンス⁶⁾が典型的なものである。

これらの取引に関して、わが国では、現在のところ明確な統一的会計基準が定められているわけではなく、流動化・証券化の個別スキームごとに規定されたルールに依存しているのが実情である。一方、米国では、資産のオフバランス化についてはSFAS第77号が、負債のオフバランス化についてもSFAS第76号が基準を定めている。

資産・負債のオフバランス化を考える上で最も重要な点は、貸借対照表からのオフバランス化を認める（すなわち、貸借対照表に計上されている資産・負債としての認識を終了させる）ために、もとの所有者からのベネフィットの移転とリスクの移転をどの程度まで要求するかであろう。上記SFAS第76号によれば、負債のオフバランス化に際しては、ベネフィット、リスクのすべてが移転することが必要とされ、一方SFAS第77号では、資産についてはベネフィットは完全な移転が必要であるが、リスクに関しては残存しているリスクが見積り可能であれば（その見積りを基準に引当計上を実施）、オフバランス化が認められ、負債のオフバランス化よりは若干緩い基準となっている。

因みに、国際会計基準（IAS）の金融商品の公開草案（E40号）では、資産・負債の両方ともベネフィット、リスクの完全な移転を要件としているように思われる。

6) イン・サブスタンス・ディフィーザンス（in-substance defeasance）とは、既存社債のすべての残存利子と元本の返済をカバーするのに十分なリスクのない資産を信託に預託し、貸借対照表から預託資産と負債を同時にオフバランス化することによって、負債を実質的に繰上げ償還する方法である。

Ⅲ. 報告論文

こうしたオフバランス化の基準をわが国に当てはめようとする場合、一般事業会社については、例えば割引手形の遡及義務に関しリスクがどの程度残存していると評価すべきか等についてはさまざまな解釈がありうるため、まだまだ議論を深めていく必要があると思われる。また、金融機関に関して考えれば、資産のオフバランス化（例えば貸出債権の流動化）はBISの自己資本比率規制とも関わる問題でもあり、そうした面からの検討も欠かせないであろう。

7. おわりに——今後に残された問題点

(1) 商法、証券取引法、税法の分離

商法、証券取引法、税法の「トライアングル体制」に関しては、これに伴う問題点を克服していくためには、それぞれの制度目的にかなった会計制度に分離していくことの検討も必要であろう。ただ、その場合には、以下の点に留意する必要があると考えられる。

第1に、税効果会計の導入が挙げられる。財務会計と税務会計を分離した場合、各会計により損益の認識時期が異なり、それに伴い最終的な税引き後利益の各期の振れが拡大する可能性がある。それぞれの損益認識時期の相違による弊害を解消するためには、それを調整する税効果会計の手法の導入が必要となる。

第2に、現行の財税一致による会計実務の簡素化というメリットを享受している中小企業にまで、財務会計、税務会計の分離を強要するのは問題があるのではないかという批判もあろう。そこで、現在のように商法等によって一律に会計基準を定めるのではなく、会社規模による会計・開示基準の相違を認めるのも1つの方法とも思われる。ただし、証券取

引法適用会社であっても、その規模や株主数等には相当なバラツキがあるため、単に証券取引法適用会社とそれ以外という区別には問題があるように思われる。

第3に、連結会計の位置付けも問題となる。現在わが国では、親会社の個別財務諸表が中心的役割を占めているため、企業結合体（企業グループ）としての情報開示問題だけでなく、納税額、配当可能利益についても不透明であるといった問題があるといわれている。そこで、財務会計、税務会計の分離を進める上では、連結財務諸表の位置付けをより重視していく必要がある。その場合、例えば、現在作成されている連結財務諸表に含まれる海外子会社に関しては、わが国と異なる会計基準により算出した海外子会社の数値を単純に足し合わせているのが通常である等、その機能面で疑わしい点も少なくないため、連結財務諸表のための独自の会計基準を整備していくことも必要と考えられる。

(2) 金融商品全般の会計基準の必要性

従来、オフバランス取引の会計基準に関しては、個々の金融商品につき、まずそのスキームの詳細な分析を行い、個別に会計処理のあり方を検討してきたというのが実態である。しかし、そうしたアプローチでは統一的な会計基準策定が困難であり、やはり将来的には金融商品全般を包括的に扱う会計基準を再構築することが必要と思われる。実際には、まず、金融商品を主として取り扱う金融業という主体に着目した会計基準を定め、次に、金融商品を企業の投資対象として捉え、それを扱う一般会計基準の策定に移行していくというのが、現実的な方策とも思われる。

また、金融取引の開示に関しては、財務諸

金 融 研 究

表本体に反映させる「本体開示」と、例えば めて検討してみる必要があると思われる。
時価情報の注記等による財務諸表外での開示 以 上
（「本体外開示」）では開示の効果としてどの
ような違いがあるか、という点についても改 [井上斎藤英和監査法人代表社員・公認会計士]

【参考文献】

- 新井清光・白鳥庄之助(編)、『先物・オプション取引等会計基準詳解』、中央経済社、1990年
加藤 厚、「国際会計基準公開草案「金融商品」の解説」、『JICPA ジャーナル』No.440、1992年3月
企業財務制度研究会、『オプション取引会計基準形成に向けての調査研究』、1992年
金融財政事情研究会(編)、『セキュライゼーション』、金融財政事情研究会、1993年
小宮山賢、『新オフバランス取引(第二訂)』、金融財政事情研究会、1993年
——、「通貨オプションの利用と会計問題」、『企業会計』第44巻第6号、中央経済社、1992年
——、「オプション取引のヘッジ会計」、『企業会計』第44巻第12号、中央経済社、1992年
富山正次、「オプション取引の会計処理と開示」、『企業会計』第44巻第12号、中央経済社、1992年
森田哲彌、「企業会計原則における収益(利益)認識基準の検討」、『企業会計』第42巻第1号、中央経済社、
1990年